

賀茂の神と水上輸送のこと

― 尼崎の長渚御厨と高槻の御島鴨社(河野氏)を中心に ―

田 中 久 夫

はじめに(賀茂氏と河内湾)

賀茂氏は遣唐使派遣にも何らかの形で参加していたらしい。なぜそのようなになったのか、その所を考えたいと思う。それをまずは承和三年(八三六)の遣唐使派遣から検討していきたい。例えば、『続日本後紀』巻第五、承和三年(八三六)二月丙子^七の条の遣唐使関係の記事からである。

遣唐使奉^二幣帛賀茂大神社^一。

とあるように、遣唐使は賀茂神社へ奉幣に何故だかまず最初に出かけているのである。これ以後、遣唐使のためのいろいろな公式の儀式がおこなわれることになる。賀茂大社奉幣の二日後の『続日本後紀』巻第五、承和三年(八三六)二月戊寅^九には、

天皇御^二紫宸殿^一。引^二見遣唐大使副使等^一。参議右近衛大将橘朝臣氏公降^レ殿宣^レ詔云々。…賜^レ禄有^レ差。

とあるように、天皇は紫宸殿で遣唐大使副使等を引見して、慰労の品を渡した。ついで二か月後の『続日本後紀』巻第五、承和三年(八

三六)四月壬辰^{廿四}には、餞別の式が紫宸殿でおこなわれたとある。この時の遣唐使は大使藤原朝臣常嗣、副使小野朝臣篁であった。

続いて『日本紀略』前篇十五、承和三年(八三六)四月甲午^{廿六}には、

頒^二奉幣帛五畿内七道名神^一。為^レ有^二遣唐使事^一也。

と、遣唐使の無事を祈って五畿内七道の名神に奉幣したとある。そして『続日本後紀』巻第五、承和三年(八三六)四月丁酉^{廿九}には、賜^二入唐使節刀^一。大臣口宣曰。…賜^二大使副使各御衣被^一。と、節刀が渡されていよいよ出発となる。

ここまでに見てきたように、遣唐使派遣への儀式の全ての始まりが、航海の安全を願っての賀茂神社への奉幣からであった。このことは賀茂の神が熊野以来、天皇の先駆けのこともあって、遷都にあたってその役割を果たしてきたことに由来するのではなからうか。⁽¹⁾



写真 1

めに賀茂神社に祈ったのであった。このような賀茂川を統御することから派生して、遣唐使派遣の成功を合わせ祈ることになったのであろう（写真1）。

確かに遣唐使は危険に満ち溢れたものであった。無事にやり遂げるという事は至難のわざであった。承和三年の遣唐使派遣は大変な困難をともなったものであった。その事例を『続日本後紀』巻五、承和三年（八三六）五月壬子条で見よう。

四船共解纜発去。

と、遣唐使が出帆したのはよかったが、その早々にその心配が現実のものとなった。『続日本後紀』巻五、承和三年（八三六）五月丙辰条の記事である。

夜裏大風。暴雨交切。折^レ樹^レ登^レ屋。城中人家不^レ壊者希。斯時入唐使舶寄^二宿^二撰津国輪田泊^一。遣^二看^二督近衛・一人於舶処^一。河水氾濫不^レ得^二通行^一。更遣^{下^二左兵衛少志田辺吉備成^一問^{上^二其安危^一}。播磨国神埼郡荒廃田卅三町賜^二宗康親王^一。}

と、遣唐使船が撰津の輪田泊（和田岬の西、現在の長田港の附近。荻藻川の河尻）にあるとき、台風に阻まれて前途がとげられなくな⁽²⁾った。

この危険に満ち溢れた遣唐使派遣に賀茂氏も関わっていたらしいことは、先の賀茂社奉幣のことでも想像がつくが、『続日本後紀』巻五、承和三年（八三六）五月丁巳^九の条にある次の記事によっても理解できる。遣唐使派遣の年のしかも台風があった翌日のことである。

河内国人散位鴨部船主。武散位同姓「同姓」氏成等賜^二姓賀茂朝臣^一。速^二須佐雄命之苗裔也^一。

とある記事からである。河内国に鴨部船主という船主の名を持った者がおり、その一族と思われる武の二人に賀茂朝臣が賜姓されている。しかも「速須佐雄命之苗裔」であるという。いうまでもなく速須佐雄命は紀伊の国を木の国にした神であった。この一族が河内にいるのである。加太の前の海を通って大阪湾に、そして今の大阪城の東側に広がる河内の海に入って来たのであろう。この大きな河内湾ともいえる入り江に住む鴨部船主・武に、賀茂朝臣という姓が与えられたのである。この二人の賀茂朝臣が船舶のことと関わっていないという方が無理であろう。

ともかく、現在の大阪城のある上町台地の西側に展開する大阪は、古い時代には湊として使い勝手の悪い所であった。大阪の西側からまともに吹き付けて来る風には船舶が無力だからである。風除けの場所がない。それに対して、上町台地の東側は台地が風除けになってここに入り込めば安全ということになる。そしてその湊としての場所が猪飼の津である。ここが公式の湊であった。これがまた鴨部船主を住ませることになったのである。

さらに『続日本紀』巻第十、天平元年（七二九）八月癸亥^五の条によると、ここには「その亀を獲^えたる人、河内国古市郡^{かふちふるち}の人無位^{ひと}賀茂子虫^{かもこのむし}に従六位上を授^{さづ}け」という記事の主がいる。河内国古市郡とは河内湾の一番南へ下ったところにあり、ここは猪飼の津と直接つながるところであった。ここに賀茂氏と関わる賀茂子虫が住んで

いたのである。この猪飼の津に入る一歩前の湊が、現在の尼崎にある武庫の湊であつた。⁽³⁾ 賀茂氏が船とかかわらないという方が無理であろう。

さらにそのことをよく示しているのが、はるかに遡つて、「応神天皇紀卅一年秋八月の記事（岩波文庫）である。応神天皇がは次の様にいった。伊豆国より貢れてきた枯野という船が朽ちて使用することができなくなつた。それでもそのまま廃棄してしまうのは、まことに残念なので、後の世にその名を伝えたいと思うが、その方法を考へて欲しいといった。それに対して、群卿は枯野を焼いて塩を作ること提案した。その意見を受け入れると、五百籠の塩ができた。その塩を諸国に配りその塩で船を造らせた。するとこの塩によつて船五百船ができ、それが武庫水門に集つて来た。丁度、この時、新羅の調使の船も武庫に宿に來たところであつた。ところが運の悪いことに、それが失火して船を焼いたのであつた。これに多の船が類焼した。このことを聞いた新羅の王が驚いて、優れた船大工を贈つて來た。この船大工がここに住む猪名部等の始祖となつた。なお塩を焼いた使い残しの枯野船の材木が天皇のもとに送られてきた。これを不思議に思い、その木で琴を作らしたという。

其の音、鏗鏘にして遠く聆ゆ。是の時に、天皇、歌して曰はく、

枯野を 塩に焼き 其が余 琴に作り 掻き弾くや
由良の門の 門中の海石に 触れ立つ なづの木の さや

さや

というものである。

そうすると、武庫水門は政府の船が集まるところであつたということになる。それも五百艘も収納できる大きな広い湊であつた。『万葉集』卷第三（角川文庫）の二八三番の高市連黒人の歌に、

住吉の得名津に立ちて見渡せば 武庫の泊りゆ出づる船人

というのである。しかもこの歌は、住吉の得名津から武庫の泊りを見て詠んだものである。そしてここ武庫の泊は新羅の調使の船を迎える場所でもあつた。さらに猪名部という勝れた船大工も住んでいた造船所もあつたところであるという。⁽⁴⁾

つまり、これらのことは武庫の湊が瀬戸内海や外国への出発点でもあつたことを示し、さらにその上、ここは外に向かつた当時の大港湾都市であつたということになる。注意すべきは、神崎川の河尻から少し遡ると大和田の泊りがあり、そこをさらに遡ると河内湾に出る。それを上町台地にそつて南下すると猪飼の津につく。ここは西風の難のない大きな立派な政府の湊であつたのである。この政府の湊、ことに政府の外港としての武庫の湊とともに賀茂氏が関わる湊であつたことが思われる。それが本論の扱いたい問題である

一、賀茂氏と猪名川のこと

神崎川から猪名川へと分岐して少し行くと「鯉の宮棕櫚社」に出る。この社の伝記に「遠き神代の昔素盞鳴尊が高天原から鯉に乗

り神崎の水門を経て当地にこられた」という伝説を伝えている。⁽⁵⁾

そして猪名川へ入ったところにあるこの神社は、「摂津国風土記」

逸文の「美奴売松原」にある神功皇后が筑紫に出征するとき、

諸の神祇を川辺の郡内の神前の松原に集へて、福を求札

ぎたまひき。

とあるところであるという。能勢の美奴売山に祀られていた美奴売の神もこの会に参加した。能勢の美奴売の神は、本来は、丹波の亀岡と関わる神であったが、ここに出席してきたというのであった。そして我が山にある杉の木で自分の為に船を作れ、そうするとよいことがあるだろうといった。

神功皇后は教の通り、美奴売山の杉の木で船を一艘作って出征した。そのことによって新羅征討も成功したという。そうすると、ここ神前は政府の造船所であったところ、大きな船が出発するところであったということになる。現在の神崎川の河尻は、「摂津国風土記」では湊であり、造船所もあったところであるといっているのである。

『万葉集』巻第七の一八九番の歌、

大海にあらしな吹きそしなが鳥 猪名の湊に舟泊するまで

『万葉集』巻第十五の三五九五番の歌、

朝開き漕ぎ出て来れば武庫の浦の 潮干の潟に鶴が声すも

とあるのも、このことを語っている。

はるかに時代が下って、元禄九年（一六九〇）子六月十一日の「猪名川舟運差障りの旨口上」というものがある。これは猪名川の奥、

能勢辺りから送り出されてくる荷物を、尼崎・神崎まで新規に川船で運び出したいという申請があったことに對する差し止めの要求である。猪名川は豊鳴郡の池田辺りから急に大きくなりゆったりと河尻へと流れ出す。この川の流れに乗せて一挙に荷物を運び出そうというのである（写真2）。



写真2

これに對して、池田の対岸にある小戸の住人は反対した。それは山中から尼崎まで牛馬などで駄賃稼ぎをしていたからであった。それと舟によつて井関などが破損して修理に困るからといった。しかも旱損の時は川底を掘り、舟の道を作ることになるので田が日焼けになるなどと主張したのである。

さらに多田銀山御朱印御伝馬役も池田の馬持が勤めてきている。御銅の荷物を受け取りに行き、広芝まで運んでいる。さらに大坂から丹波・丹後・但馬の三ヶ国の横海道を通行する人がいるので、馬持がいなければ御公用が務まらないことになるという。その荷物も池田炭として大坂に売り出される能勢・一庫炭であった。

こうしたことにより、村々の間で境の相論が発生したほどである。『かわにし』第五巻第六章の第二節「山論・水論」にその資料が紹介されている。その内の二三二号「黒川・中村両村領境争論訴状」を紹介しておきたい。

一能勢治左衛門様御知行所能勢郡之内中村之百姓中去冬より新儀を工、黒川村之内林へ大勢催シ来り木柴を伐取、其上壹尺廻り・貳尺廻り有之木之枝を伐取又ハ中切二仕、剩新道を付ケ狼藉仕候ニ付黒川村之百姓出合断り申候得共一円承引不仕、結句此方之者共を打擲可仕休ニ御座候、

とあるものである。炭の材料の取合いの話であるが、その中に一本の木材も入ってきている。この猪名川沿い、加茂村の上流地域は銀銅の生産地、製錬用の炭の生産地、そして建築用材の生産地であった。

したがって、この地は瀬戸内海などの海にかかわる豪族たちも狙う所となった。住吉の神も当然ここを狙ってきた。「摂津国風土記」逸文を取り込んで「住吉神代記」を作成し、「一、神前申審神浜」を立てて、猪名川の流域を使って奥地から材木を下してきたと主張した。それも「右昔氣息長帯長姫皇后御宇世、從^ニ角鹿^一發征^ニ穴門^一、討^ニ伏熊襲^一二国^一時、祈^ニ諸神^一賜^レ遅^レ集^レ、因^レ茲諸神集祈、故神前審神浜奉^レ寄之^一」と、「住吉神代記」を使用して正当性を主張した。

そして次のような猪名川の地名伝説をこの「住吉神代記」にあわせ記載した。

但源流者從^ニ有馬郡^一、能勢国北方深山^一出、東西両河也。東川名^ニ久佐佐川^一、流^ニ通多^一拔山中^一、西川名^ニ美度奴川^一、流^ニ通美奴壳乃山中^一。両河俱南流速^ニ于宇祢野^一、西南同流合、名^ニ号為奈河^一。西辺有^ニ小野^一、当^ニ城辺山西方^一。名曰^ニ軍野^一。

昔大神率^ニ軍衆^一為^レ擊^ニ土蜘蛛^一御坐地也。因号^ニ伊久佐野^一、河辺昔居^ニ山直阿我奈賀^一。因号^ニ阿我奈賀川^一。今謂^ニ為奈川^一就訛。

というものである。この為奈河の河尻に「氣息長姫皇后御宇」に「神前審神浜」があったというのである。

ところでこのように「住吉神代記」は猪名川の独占的使用権を主張するが、この猪名川の上流には賀茂の神と関わる宿野の久佐々の神がある。さらには元禄十四年に摂津の人岡田俣志編纂の地誌『摂陽群談』巻第三の「川の部」に紹介されている記事がある。

猪名川 同郡(豊島郡)池田村にあり。今の俗、池田川と称す。或は河原とも云へり。亦溝川と読る歌、此猪名大川の西、川辺郡加茂村の下に有て、水上最明寺滝より落て、猪名野に続く溝川あり。其是に因る歟。

とあるのに見るように、加茂村がある。

さらに『摂陽群談』巻第三の「川の部」の「同俗名所」に加茂川の項があり、

同郡加茂村にあり。所伝、地名に因れり。歌名所、猪名の溝川とするもの歟。水上最明寺滝より出たり。

と紹介されている。加茂川は現在の加茂神社のある加茂台地の北の



写真3

裾を巻いて流れ、猪名川と合流する川という。そうすると、現在の最明寺川のことをいつていることになる。この合流地点が栄根^{さねね}と呼ばれる地域である。今は無花果畑が広がる場所であるが、かつては商店街があった所という（写真3・調査）。

そうするとこらが猪名川との合流点であるだけ、材木置き場であつた所であつたとしても不思議ではない。栄根の南側、猪名川にそつて現在、加茂の地名が広がる。そして肝心の加茂村には次のような記述がある。川辺郡の北村に所属し、

加茂村<sup>下加茂
邑あり</sup>「姓氏録」云、鴨^{ハヅリ}祝部、加茂朝臣同祖、大国主神

之後也、云々、

と、賀茂朝臣と同祖の鴨祝部とかかわりのあるところであると述べているのである。⁽⁸⁾

したがって、『摂陽群談』巻第六「湊の部」にある「難波水門」の紹介に「西成郡に属す。所指、海・浦に同じ」として「千載」の「霜かれの難波の蘆のほのほのと、あくる湊に千鳥鳴なり」とある歌は、作者が加茂成保であるだけに、「難波水門」は大阪市にある西成郡の難波でなくて、尼崎にある長洲あたりの難波であつたことになる。⁽⁹⁾したがって、猪名川は賀茂の神が利用していた川ということになる。

二、（大阪府）能勢から（兵庫県）川西市の加茂まで

能勢の奥から山中を西流・南下してきた猪名川は、川西市の加茂

でそのまま南に流れ下り、尼崎で京都から流れてきた神崎川と合流して、大阪湾に流れ込む大きな川である。猪名川は川西の加茂からは急に大きくなりゆったりと流れ出る。このためこの川は古くから大勢の人々によつて大いに利用されてきた。能勢のもう一つ奥にある歌垣山は、むしろ京都府亀岡市に属する所であるが、その美奴売の神が神功皇后の求めに応じて船材としての杉の木を提出したと、「摂津国風土記」逸文には記載されている。⁽¹⁰⁾

能勢の奥から船材が運び出されたというのである。この船材は大路次川で流されてきたのであろう。これでは歌垣山がある能勢の奥から出る田尻川とは川筋が異なっている。だからこのような伝説が生まれたのであろう。

およそ猪名川の川筋は、先にも述べたとおり、江戸時代には炭焼きの生産地で知られていたところであつた。一二〇号「一庫村明細帳」にも次のような資料がある。⁽¹¹⁾

一男女稼^{耕作之外}

男ハ池田・伊丹薪木売申候、又ハ能勢郡松木
買山仕材木等仕出し又ハ炭焼仕候
女ハ布木綿仕候、売申程之事ハ無御座候、夜
ハ縄をなひ薪木等仕候、

というものである。一庫村は男女とも薪売りと炭焼きに従事していたという。この炭などの津出しが次の問題である。

それを「一庫村明細帳」はつづけて「一御米津出し神崎浜迄道乗五里」とあつた後、「牛・人二米七斗五升宛津出し仕候」とあつて、その費用が「当村より太賃・蔵敷石二五匁七分五厘宛掛申候」とある。そうすると神崎浜までは炭などを村から出すという事になる。

これから先は江戸御納分と大坂御納分と二条御納分の三個所を神崎

浜で分けて發送される。またそれぞれに費用がかかる。

ただ一庫から下る舟の使用はない模様である。それは同じ文書の中に、

一 当村宿場・関所・口留番所・川渡船等無御座候とあるからである。さらに第五章第四節「陸運・水運」掲載の貞享五年（一六八八）辰十月四日付けの「乍恐口上書ヲ以申上候」にある二二四号「猪名川舟運差障りの有無につき小戸井組村々申上」の事項の中に、

一小戸庄之内ニ山中より之荷付ケ馬十三疋御座候、又ハ無高之百姓陸荷持仕渡世送り申候、此者ともハ川舟入申候得は荷物御座有間敷と迷惑かり申候者共御座候御事

とあるものがある。これは池田の対岸あたりにある村の問題である。奥から荷物を運び出す運輸業者は、舟が動くと生活に困るといつて舟運に反対した文書である。つまりこのことは能勢辺りから小戸・池田・加茂まで舟運がなかったことを意味している。ただここから神崎までは舟運が用意されていた。小戸が能勢辺りからくる人の背や牛馬の背の荷物の集積場所であったのである。⁽¹²⁾

大体、加茂から能勢までの猪名川沿いの山は平安時代には銀山銅山のある事によって知られていた。『百鍊抄』の長暦元年（一〇三七）四月十二日条に、「摂津国能勢郡初献銅。八月件銅被^レ分^二献諸社^一。有^レ議」とあるのがみえるからである。そしてこの地から登場してきた多田源氏の祖、源満仲は多田の銀で力を伸ばしてきた。⁽¹³⁾以来、江戸時代に至るまで多田は銀の生産地で知られていたのである。こ

のことによって、金銀の製錬用の燃料であった炭が生活用品として利用されるようになった。牛馬でこれらの荷物が運び出されていたのである。

このことを「多田銀銅山濫觴申伝荒増書付」に次の様に書き記している。⁽¹⁴⁾「摂州多田銀銅山濫觴申伝 荒増書付」とあつて、

一 多田銅山之儀神龜天平より天平勝宝之頃 聖武皇帝御願寺御建立之砌 右大臣橘諸兄公 勅命を奉りて伊勢 太神宮^江参入 神勅によつて摂州多田山中奇明山の靈銅を鑿採り給ひ、南都東大寺盧舍那大仏を鑄造り玉ふと、此事 太神宮諸雜事記及南都東大寺縁起二有之旨申伝候、

一 銀山之儀起発は多田満仲朝臣新田御在城之時 天禄中金瀬五郎と申ももの多田山中より黄金を鑿採り貢獻す、：

と、開発されてきたという。もつとも、御林の三銀山という但州生野・石州大森・摂州多田はいずれも国史には記載されていない。俚諺申伝をもつて証拠とするほかないとある。多田の銅山は東大寺盧舍那大仏の鑄造との関わりで、その存在が主張されているのである。

こうした多田銀銅山と住吉社は関係をつけてきたらしい。それは「摂州河辺郡多田院縁起」に、源満仲と住吉のことを次の様に語っているからである。

抑当院者、源家の御氏寺、鎮守府將軍源満仲御本願也、忝も人皇五十六代の帝清和天皇第六皇子貞純親王の御子、經基王を奉号六孫王と、其御子を号満仲と、醍醐天王の御宇、延喜十弐年壬申四月十日王家に在御誕生、御年廿四歳 朱雀天皇の御宇、

始而因賜源姓を、源家の元祖、施徳を天下に、名四海に聞へ、
其後御歳五十八歳安和元年、花洛を辞し、住吉の社へ御参籠在
て、明神之靈夢を蒙り給ふ、其瑞相に曰、吾に可施白羽の鐳矢
を、此矢汝可住所と云々、然るに御鐳矢多田之庄に至る、此所
は深山岑に廻りて、湖水湛たり、爰に九頭の大蛇すむ、満仲彼
を退治して、多田の庄七十式箇村となし給ふ、夫より多田の満
仲と号し、剩へ彼の大蛇を神と崇め、九頭明神と号す、則ち住
吉明神の靈夢にまかせ、多田の里新田に御館を構へ、源氏の御
氏神平野大明神を勧請し給ふ、：

とある。⁽¹⁵⁾この縁起に従えば、住吉の神は満仲と共に多田に來た新來
の神ということになる。それでも満仲にとっては住吉の神は崇敬神
であつて氏神とはならなかつた。住吉の神は満仲と結びつくこ
とよつて、「住吉神代記」の記事を書くことができたということに
なる。猪名川流域も金銀銅の鉱物資源を生産するという位置を占め
ることができた。

ついで『かわにし』第五卷第二章第一節の四二号「出銅・出鉛運
上銀高書上」がある。そこには「一多田御荒銅式拾壹箇 内 訳 拾九
箇 銀山分 山下分」などある。ともかく加茂より上流の猪名川の流域は金
銀の鉱山地帯であつた。金銀の生産の為に製錬用の燃料として炭が
生産されていた。この炭がまた神崎川の河尻まで運び出されていた
のである。

そうすると建築用材の生産はどうかということが問題となる。「撰
津国風土記」逸文に記載されている能勢の奥から船材が運び出され

たという伝説があるからである。さらには賀茂の神が宮廷の建築に
かわつていただけに、猪名川の上流にあたる能勢に、建築用材の
生産地があつても不思議ではないと思われるからである。『かわに
し』第五卷第五章「生産と流通」第四節「陸運・水運」の二二二号
「順礼橋用木挽割につき返答書」の中に次の様な文言があることか
らも推測ができる。

一右順礼橋之義ハ此度新規造立ニ而則用木之儀は同国川辺郡広
根村利左衛門持山字奥井谷山杉立木代銀拾貫目ニ而池田西之
口町へ買受、細工之儀は同処大工治郎兵衛弟子金兵衛と申も
の受負、：

と書いてある。川辺郡広根村に杉山があつたというのである。この
杉山が平安時代以来の金銀の生産の陰に隠れてしまつたのではない
であらうか。

さらに能勢の宿野に久佐々神社がある。先にも述べたとおり、こ
この祭神の久佐々の神は木の神であると考えられている。そして宿
野にも明和五年（一七六八）子三月廿日付けの「杉櫨はせ植付帳
摂州能勢郡宿野村」があり、そこには次の様に書いている。杉櫨の
植林をしているのである。確かに建築用材の生産地である。⁽¹⁶⁾

一杉苗 百五拾本

一檜苗 四拾本

右者去亥月ニ植付申候

一はせノ実

右者当三月ニ蒔付置申候

右之通植付申候所相違無御座候、以上

明和五年子三月

宿野村^{七郎兵衛}
七郎兵衛

同 半左衛門

同 幸右衛門

年寄 源 五

飯坂伊兵衛様

御役所

とある。

確かに、『大阪府誌』第五編（大阪府、明治三十六年四月刊）の摂津国豊能郡「名勝旧蹟誌(1)」には「久佐々神社」の項があり、そこに次のような説明があることに注意したい。

西郷村大字宿野に在り延喜式内の社にして祭神は賀茂別命なり、創建の年代詳かならざれども大同年中京都加茂神社創立の頃より村民の崇敬甚厚くして既に此の地の産土神たりきと。土人は訛りて之れを草々明神と称し、享保年中一たび宿野神社と改めしが同十八年旧称に復し、明治五年郷社に昇格せり。

社域は邑の西方山麓に位し僅に五百二十坪に過ぎざれども老^{ろう}櫓^{ろう}古^こ杉^{しん}亭^{てい}々として天に参し壯麗なる社殿を護りて森厳なり、

とある。「老櫓古杉亭々として天に参し」とあるところを見ると、この地が櫓杉などの建築用材を生産していた考えられぬことはない。『大阪府誌』はさらに枳根荘村山辺にある山辺神社境内のこと

を紹介している。そこには先と同じ表現をみることができる。それは「社域は北方字山の下に在り櫓松の老樹蒼鬱として社頭を蔽へり」というものである。この久佐々神社が延喜式内社であり、祭神は賀茂別命であるというのである。

さらに先の久佐々神社の南に能勢町大里村がある。ここには寛政元年（一七八九）の杣高・木挽人別書上写（畑中家文書）によれば「杣高三拾石 長谷組内大里村」とあり、御所造営などの普請夫役を負担しているとある。これも先に紹介したとおり、川辺郡広根村に杉山があり、また同所に順礼橋を造ることのできる木挽きもいた⁽¹⁸⁾という。

加茂村より猪名川の上流は、早くは建築用材とかかる所であり、平安時代になると鉾山と製錬の所となった。そして江戸時代は池田炭の生産地となった。大勢の人々が行き通った道であった。

建築用材の積み出し地には賀茂別神を祀る久佐々神社があり、加茂村では加茂別雷の神がありこれらを尼崎の賀茂の御厨に中継した。またそこから三島江の鴨神社へ、そして京都の賀茂神社に送ったのであった。しかし、ことに川西市の鴨神社より上流地帯は建築用材と云うよりは金銀銅の生産に関心が集まり、賀茂神社のことは忘れられていった。坑木に使用されればなおさらである。

さらには典薬寮とも賀茂は関わっていた資料がある。仁安二年（一一六七）十二月十日付けの「典薬寮解」（『平安遺文』第七卷、三四四一号）によれば、能勢の地黄は往古より年首の屠蘇白散を「始自神代為恒例事、供賀茂口松尾并諸社」としていたところという。

松尾と共に語られている所を見ると、保津川を通して京都とむすびついていたことが思われる。確かに現在の亀岡市の地と能勢はふるくから非常に密接なかわりがあった。⁽¹⁹⁾こうなると、二重にも三重にも賀茂神社が宿野にあつても不思議ではないことになる。

三、淀川と賀茂の神

建築用材の運搬には、住吉の神（船の神）が従事したが、人の輸送には賀茂の神もかわつていたのではないかと思われる。それとも、京都市の南の鴨河と桂川の落合で、鴨川の河尻に住吉の神を祀るという神川神社がある。ただすぐ側に賀茂の神を祀る久我神社がある。このことを神崎川から神川神社までの水路を住吉の神が利用したことの表れであり、久我神社から鴨川の上流は賀茂神社が使用していたことを示すものと考えられる。⁽²⁰⁾ここから下流についても賀茂の御厨までの水路などを考える必要がある。

そのことを考える糸口がある。それが『摂陽群談』巻第十一、「神社の部」の次の記事である。

三島鴨神社 同郡（島上郡）三島江村にあり。所祭鴨御祖大神也。所載于「延喜式神名帳」島下郡にあり。始に記之、今島上郡と成れり。『三代実録』巻第四十六日、元慶八年十二月廿一日丁未、授撰津国正六位上三島神從五位下、云々。卜部兼主『和歌山県志』云、「伊予国風土記」曰、宇和郡御島坐神御名大

山積神、一名和多志大神也、是神者、所願難波高津宮御宇天皇御世、此神、自百済国度来坐、而津国御島坐、謂御島者撰津国三島名也、云々、

ここにある三島鴨神社と「授撰津国正六位上三島神從五位下」との関係がわからないのが残念なところであるが、それでもこの宇和郡の三島の大山積の神を和多志の大神（航海・渡航の神…大系頭注）である、「伊予国風土記」逸文は考えている。⁽²¹⁾ここからすると、三島鴨神社も航海・渡航の神であつたことになる。したがつてここ枚方の対岸辺りにある柱本は、久我神社の地から淀川を降りて来たところであり、淀川を上下する船の中継点であつたとしても不思議ではない。

確かにここには江戸時代に至るまで船の行き通う姿があつた。それを『攝津名所図会』巻五の「島上郡」玉江で次のように描写している。

それ此三島江は、前に淀川の流を帯びて、難波より京師に通ふ船、夜となく昼となく、櫓拍子に歌謡ひて、さし下すあり登るあり、引舟の綱長くあるは綱短く、鉄車をかよふ音涼しく、ひきつれる水主の足並柳にもつれ、蘆間の螢飛びかふけしき、時鳥の一声に月清みわたり、流水溶々として河風凜々たるに、舟より船に酒沽る声、驚忽として人々睡を覚す頃、初雁のかりかりに、千鳥なく霜寒き夜、みな此三島江の風流にして、何れか和歌の種ならぬはなし。

とある。三島鴨神社は前を通る船に酒などを売つて生活する繁昌の

地にあつたのである。このことをさらに示すものに『撰集抄』巻五「第十一 江口柱本ノ尼連歌ノ事」の次の記事がある。

治承二年長月の比、ある聖^(ひかり)とともにひて、西の国へおもむきしに、さしていづくともなきまに、日のかたむくにも急^(いそ)がずして、江口柱本^(もと)など云遊女のすみか^(ゐ)見めぐれば、家は南北の岸にさしはさみて、心は旅人のしばしの情を思ふさま、もつともこの話では江口のついで

に遊女とのかかわりで柱本を出したと思われるので、「家は南北の岸にさしはさみて」というわけにはいかない(写真4)。それでも遊女が大いに活躍した繁華な場所であつたことは確かなことである。時代もさらにさかのぼって『土佐日記』の承平四年(九三四)二月八日にも、

なほ^(河)かはのぼりになづみて、とり^(鳥飼)かひのみまきといふほとりとまるとまる。

とある。「とりかひのみまき」というのは、「鳥養の御牧」のことであるから、三島鴨神社の下流にあたる土地にある。そこに泊まつたと、紀貫之はいうのである。そうすると交通路は淀川右岸の三島江、鳥養ということになる。

このことよって、『左経記』の長暦四年(一一〇三四)八月十二日己巳条にある記事、



写真4

天晴、人々云、大風夜洪水、淀・山崎・河尻・長洲辺人畜屋財多以損死、又諸国之船同流云々、

とあるのも、その航路における数々の宿所の存在を示している記事ということになる。淀川の出発点を鴨川の河尻とするのが『山槐記』⁽²²⁾治承四年(一一八〇)十月五日条の記事である。

天陰、未明出旧都(平安京)参福原、於七条大宮天明、辰剋於鴨河尻乗船、西剋着神崎渡上辺、今夜宿此所、

というものである。そしてこの上陸した神崎の渡しこそ神崎の河尻にあり、交通の要衝であつた。それを『摂陽群談』巻第七の「済」の部の「同俗名所」の「神崎済」で次のようなところであると説明している。

同所下にあり。西成郡加島村より、川辺郡神崎村の渡なり。池田・伊丹・尼崎・有馬、並に丹波・播磨等の街道也。

ところで『左経記』にある長洲は現在の尼崎市にある地名であるから、河尻は神崎川の河尻のことである。したがって、三島江は平安京から瀬戸内海へと船で出る者の中継地であつた。そこに三島鴨神社があつた。この周辺には「三島江済」「鳥飼済」、「一屋済」^(ヒトツヤ)、「江口済」などの渡しがあつた。多くの船が目の前の淀川を行ききしたのであつた。

時代が下つてであるが、『山槐記』三、治承四年(一一八〇)七月十八日戊辰条には、柱本で夕食を取っている記事がある。

天晴、午剋出旧都、未剋於古河乗船、於今津日入、乗燭之後、留船於柱本羞饌、月出々船、近日依旱魃無河水、土民等止江々^(ロイ)

入田、仍下向河尻之船難往反云々、然而臨其所令見之、大河止之水余他方流下、偏如引陸、終夜棹扁舟之間、於吹田天明、というものがある。これを狙って収益を上げようとする者があった。『類聚三代格』卷十九の「禁制事」所収の〈昌泰元年〉十一月十一日付けの太政官符の記事「応_レ禁_三制河内摂津両国諸牧々子等妨_二往還船_一事」に、次のようにあるのがその例である。

右公私牧野多在_二河内国交野・茨田・讃良・洪河・若江。摂津国島上・島下・西成等郡河畔之地_一。諸国漕_二運雜物_一之徒。就_二彼縁辺_一牽_二引船舫_一。如_レ聞。牧子之輩無_レ知_二章程_一。寄_二事禁制_一好致_二掠奪_一。因_レ之往来船客河上受_レ冤_一、羈旅行人途中懷_レ悲。若不_二懲肅_一何誠_二将来_一、權大納言正三位兼行右近衛大將民部卿中宮大夫菅原朝臣道真宣。奉_レ勅。宜_下知_二国宰_一近_レ河之地五丈之内莫_上令_二妨制_一。慣_レ常不_レ悛以_二強盜_一論。国司寛縦不_レ糾量以科処者。両国承知_二示縁河之地_一。普令_二諸人見知_一。

ここに見るように、淀川の川辺の牧子が往来の船から禁制という名のもとに、荷物などを掠奪する者が大勢いたのである。それほど往来が激しかった。その中に賀茂の神もあった。⁽²³⁾

四、賀茂氏と伊予の河野

ところでここを下ると、神崎川の河尻付近で猪名川と合流するが、その猪名川を遡上すると、先にも述べたように川辺郡加茂村に出る。

そこには、祭神が別雷命であるという加茂神社がある。そして『撰陽群談』卷第十一の「神社の部」には「当社本居の村民、洛に登て加茂に詣るに、社家火を忌事を許すと也。所載于『延喜式神名帳』始にあり。加茂鴨神也」とあり、京都賀茂神社と深い関わりのある神社であると伝えているのである。

一方、反対の方向、神崎川と猪名川の合流地点を下がって来ると、川辺郡長洲村に出る。そこにも加茂神社がある。同書には次のように紹介されている。

同所（尼崎城下）北寺の地にあり。祭神山城国加茂に同じ。土俗の伝に云、旅人城州加茂の社家に入つて、火を請ふに、不潔を忌で、曾て不許之、此北寺の村民は、皆許与之、神靈を同するの驗なり。

という。川辺郡加茂村の伝承と同じものを伝えている。そしてここも「遊女記」に「有神崎・蟹嶋等地。比_レ門連_レ戸、人家無_レ絶、倡女成_レ群、棹_二扁舟_一、着_二旅舶_一、以_レ薦_二枕席_一」とあるような繁華な土地であった。『尼崎市史』第四卷（尼崎市役所、昭和四十八年三月刊）、第一五八号文書の「東南院修造文書案」にも「神崎・渡辺・兵庫三ヶ津商船目銭事」とあるように、神崎は大きな湊であった。そしてここには東大寺の「大物」もあった。⁽²⁴⁾

そして猪名川と神崎川の合流点周辺に広がるところには、摂関家領荘園である棕橋荘があった。⁽²⁵⁾『尼崎市史』第四卷（前掲書）の一七三号の「門室有職抄」には、「被進撰政殿御教書」に「賀茂御庄官訴事、棕橋御庄民狼藉事」という鎌倉時代の文書といわれている

ものが残されている。ここに賀茂神社の荘園があったというのである。これが事実であるとなると、賀茂神社は水上交通路の要所所にその拠点が置かれていたということになる。

そしてこの神崎川の河尻にあたる今の尼崎市長洲中通三丁目の貴布祢神社付近に賀茂上下社の長洲の御厨があった。そしてこのほぼ一キロメートル東に神崎川が流れ、そこには平清盛と近かった藤原邦綱の別邸があった。高倉上皇をはじめとして九条兼実以下大勢の貴族が福原への途上に、立ち寄ったところであった。この少し上流には神崎の渡しがあり、自伝寺に棕橋の惣社があった。邦綱亭の下流、神崎川の本流には大和田の泊があった。ここは京都への交通の要衝であった。⁽²⁶⁾

この少し高台になったところに所在した貴布祢神社付近・長洲の御厨をめぐって、賀茂神社と東大寺の間に厳しい相論があった。六号の寛治四年（一〇九〇）三月廿四日の「鴨御祖大神宮申状案」から始まり嘉承元年（一一〇六）五月廿九日の十一号の「官宣旨」に一応の結論を得る長い間かかった相論であった（『尼崎市史』第四卷「II猪名庄・長洲庄関係資料」の節）。

然則寺如元領知其地、社任契約伝知在家、
ということであった。賀茂神社の主張点は、

爰至于朝夕之御膳、多以長渚之鮮物、所令備進也、
というものであった。供物の魚類の備進が問題であった。土地の支配をねらったものではなかったというのである。これはこれでよかったが、次が問題である。つまり鮮魚をどのようにして賀茂神社

まで届けるかである。

長洲の漁師は舟を持っていたのである。これで淀川を遡り、賀茂神社まで鮮魚を届けたのではないかということである。あわせて船を通して淀川の航行・輸送権まで握っていたことが考えられる。そのことによって、御島鴨神社の存在も意味を持つてくることになる。

先に紹介した『土佐日記』の箇所、

あるひと、あざらかなるものもてきたり。よね^(*)してかへりごとす。をとこどもひそかにいふなり。「いひぼしてもつづる」とや。

とあるのは、米と魚を交換したことをいっているのだ、この地に魚を扱う者がいたことになる。賀茂御厨と御島鴨神社とのかかわりのあることを示している。

そして御島鴨神社では天下の三御島⁽²⁷⁾といって、愛媛県の大三島と伊豆の三島神社と共にあるという。もっともこれら三島は伊予の河野氏と関わる神社と考えられる。ついで河野氏と賀茂氏がどのように関わるのかという問題となる。河野家の系図である「予章記」〔群書類従』第二十一輯〕にある神話によると、孝靈天皇の第二王子である伊予皇子と和氣の姫との間に三つ子が生まれた。これを不思議に思っ、母子共にうづば舶に乗せて流した。母は今の興居島で、三つ子を生んだ。三つ子は海に流された。最初の子の舟は伊豆の国で大宅氏の祖に養われた。第二子の舟は備前の児島に流れ着いた。第三子は備前の和氣郡三浦に流れ着いた。七歳にして帝都に行った。そして天皇の命を受けて、難波堀江より伊予の国越智の郡大浜に行

き、そこに住んだ。そして四国の主となった。王氏の末孫なので小千御子の小千を氏の名としたが、後に越智と名乗ることになった。諱を三嶋大明神といった。ここから大三島の河野氏は、興居島と見島と駿河国清見崎に分布するものである。

小千御子から十四代目が益躬で鴨部大神といった。この方は弩芸の名人で播磨国明石浦まで攻め込んできた戎人（鉄人）を破った。この鉄人の首は天皇に奉った。⁽²⁸⁾ここ明石の大蔵谷には益躬が勧請した三島大明神がある。伊予の国では、益躬は鴨部大神といって祀られたとある。

そしてまたそれから六代後に、伊予の大領玉興が出た。和銅年中に伊豆から三島大明神が役行者と共に上洛してきた。霊亀年中に摂津国淀河の岸に臨幸あったときに、この因縁によって明神はまた玉興の船に乗った。そして着いた所を三島江といい、ここに社壇があるという。続いて玉興は三島大明神とともに伊予へ行った。そこで「正一位大山積大明神」として祀られたとある。ここにある三島江の社壇こそ御島鴨神社であるといっていることになる。

三島江へ移動のことを本文では次のように説明している。文武天皇三年に、役優婆塞が葛城山の諸神に讒訴され流刑にされた時のこと、玉興が役優婆塞は冤罪だといったので同罪だと罰せられた。玉興と役行者は摂津の難波に下つてもだれも勅勘の人に船を貸す人がいなかった。そこでここらを徘徊せざるを得なかった。そこでここを三島江というようになった。その時、玉興は行者にどこへ行こうかと尋ねた。

伊予国二見シ島有。彼へ便船ヲ可^レ尋ト宣也、伊与見島ハ加茂領也、行者加茂ノ再誕也。其儀カト覚ユ。

ということになった。伊予の大三島は加茂領であると説明したのであった。さらには、役行者は賀茂の神の再誕であるといったのである。

しかもこの時までまだここら三島江は海であったという。そしてそこにいた二隻の唐船に便船を求めたところ、一艘は勅勘の人の便船はといつてことわったが、もう一艘の方は了承して出航した。この船主こそは玉興の父守興と現地の遊女との間に生まれた子供であった。玉興と船主は異母兄弟であるということが分かった。そして役小角と三人は三島へ着いた。ここは元々から賀茂の御領であるという。それというのも、神書に次の様に伝えているからであるという。

東駒蹄届程。西櫓械及程。加茂御領ニアラズト云事ナシト見エタリ。

なお、行者はここから伊豆の国に渡った。その後、無罪という事がわかり、許されて、大宝二年にご帰洛あったという。

ここに「西櫓械及程」とあるのを見るように、伊予の河野氏は海で生活していた豪族であった。船主を養子にして玉純として跡を継がせたこともこのことを語っている。しかも役行者は賀茂の再誕だといっている。

こうなると、先に紹介した『続日本後紀』巻五、承和三年（八三六）五月丁巳^{十九}の条にある次の記事ともかわりがあることになる。

河内国人散位鴨部船主。武散位同姓「同姓」氏成等賜^二姓賀茂朝臣^一。速湏佐雄命之苗裔也。

とある鴨部氏と、伊予の河野益躬の鴨部大神は同じ一族ということになる。瀬戸内海で活躍する河野家と、河内湾の南の奥で船を操る賀茂氏とが、関わりのあることを主張するのである。これは両者の利害が一致しているからにはかならない。⁽²⁹⁾

そして三島江は賀茂の神とかかわりの深いところであった。『親長卿記』の文明三年（一四七一）三月四日の条について次のような記事がある。

鴨社禰宜^{祐康}主・祝^{秀頼}主等来、江州関事、昨夜被仰出武家之由仰之故也、件事摂州三島江関鴨領為敵被破了、仍引渡江州可立之由申之、去月廿八日奏聞、昨日被仰広橋大納言、被申武家之由有仰、仍此子細仰鴨社了、^{後聞}今日月蝕云々

とある。三島江には鴨社の関があったことを語っているのである。そうするとここ三島江に賀茂社があつても不思議ではない。この三島江は賀茂社が大きな力をもつて支配していたところであった。

おわりに

考えて見ると、先に紹介した応神天皇紀卅一年秋八月の記事（岩波文庫）も、伊豆国^{いづのくに}より貢^{たてまつ}れてきた枯野^{からの}という船の話であつた。枯野を焼いて五百籠^{いほこ}の塩を作つた。その塩で船を造^{つく}らせた。すると船五百船^{いほのふね}ができ、それが武庫水門^{むこのみなと}に集つて来た。新羅^{みづろ}の調^{みつぎ}使^{つかひ}の

船も武庫^{むこ}に宿^{やど}に來たところであつた。愛媛県の大三島も熊野の船の生産地であつた。「伊予国風土記」逸文（古典文学大系）の「熊野の岑」にも、

伊与^{いよ}の国の風土記に曰はく、野間の郡^{のまのぐみ}。熊野^{くまの}の岑^{みね}。熊野と名づくる由^{ゆゑ}は、昔^{むかし}熊野^{くまの}と云ふ船を此^{こゝ}に設^{つく}りき。今に至るまで、石と成^なりてあり。因りて熊野^{くまの}と謂^いふ。本^{ほん}なり。

とある。野間は今治市乃万が遺称地と古典文学大系の頭注はいう。ここは来島海峡を控えた海路の難所である。このため權伝馬が活躍した。そして現在でもここを中心とする海域では多数の造船所が経営されている。御島の鴨氏は淀川を、舟を使って上下していたのである。そしてここから出發した伊予の河野氏は愛媛県の大三島いたるまで瀬戸内海で活躍していた。⁽³⁰⁾

これらのことを『尼崎市史』第四卷「Ⅱ猪名庄・長洲庄関連資料」の二号の「備前国鹿田庄楫取解」には次のように示している。

備前国鹿田御庄居住楫取佐伯吉永解 申請 檢非違使庁裁事

請被殊蒙 鴻恩 糺給為摂津国長渚浜住字高先生秦押領使・

水手秦米茂同意預乗船勝載二百六十石船一艘并雜物等破^壊口取

不安愁状

と、二百六十石船一艘を所持していた長渚の住人がいたとある。⁽³¹⁾ それをもつて、佐伯吉永が長渚から備前国鹿田庄まで米百八十石と塩廿籠を勝載して往復していたのである。さらに『兵範記』二の久壽三年（一一五六）三月十三日条に、此日、伊予先使が派遣されるとき、「今日於淀乗船、明日於川尻乗大船可進發云々」とあるように、

河尻で大船に乗り換えたのである。ここでいう河尻とは神崎川の河尻であろうことは間違いない。神崎川の河尻で川舟から海の船に乗り替えるのが普通であったことを示している。

さらに時代は遅れるが、『尼崎市史』第四卷（「II猪名庄・長洲庄関係資料」の一八九号文書の「鴨御祖皇大神宮諸国神戸記」の「鴨御祖皇大神宮諸国神戸記巻第五」にある「撰津国 長洲御厨」の項に、御厨の歴史を素描した後、次ぎのような記述で閉じられている。

因茲於長洲御厨供祭人者、西国櫓棹通地皆以可神領之由、後嵯峨院御宇寛元年中被下宣旨畢、

寛元年中（一二四三〜一二四五）以来「西国櫓棹通地」はすべて賀茂の神領だといっているのである。西国の海・川などは、賀茂上下社が排他的に使用できる所であったというのである。先駆け賀茂の神は水上運輸の神でもあったということになる。したがってここにある「西国櫓棹通地」という表現は伊予の河野氏に与えられてしかるべき権益の表現であった。先に紹介した『予章記』の

東駒蹄届程。西櫓械及程。加茂御領ニアラズト云事ナシト見えたり。

という言葉はこれを受けたものであることがわかる。

確かに瀬戸内海の海路の要所には河野氏の活躍の跡がある。先に紹介した明石の大蔵谷には河野氏の神社である稲爪神社があり、それがしかも鴨部大神といわれた河野の益躬の活躍のあとを語っているのである。そしてそこは明石海峡を越えるためには非常に困難な場所であった。⁽³²⁾ そのところに安全な湊を設けたのが河野氏であった

ということになる。ともかく、『予章記』は河野氏の数々の活躍の後を語っている。

この話の古いことは『今昔物語集』本朝仏法部下卷（角川書店）巻第十六の「伊予国の越智の直、観音の助けによりて震旦より返り来れる語 第二」にも見ることができ。天智天皇の時に越智郡の大領の先祖に越智の直という者があつた。百済救済のために派遣されたが、残念ながら唐の捕虜となつた。たまたまその地で得た観音の像に、またたまたま一緒にあつた八人の者がともに帰国ができるようにと祈つた。⁽³³⁾

そして大きな松の木で舟を造り、それに観音菩薩を祀つて漕ぎ出し無事に帰つてきたというのである。これを功績としての望には「当国に一つの郡を立てて、堂を造りてこの観音の像を安置したてまつらむ」と願つたという。越智郡はこのことによつて始まつたと言ひ伝えているのである。『今昔物語集』は伊予の越智郡が天智天皇の時に設置されたのだという。賀茂氏の祖が八咫鳥であるだけ熊野の權伝馬もかわつてきても不思議ではない。

もつともここまでくると、伊予の河野氏は賀茂氏と淀川の水運の權利を共有していたということになる。これが三島江の御島鴨神社と従五位下三島神の堺がわからない理由であろう。また、遣唐使派遣にあつて、賀茂の神へ、河内湾の南と北で、無事におこなわれることが願われた理由である。氏人が河内湾内を縦横に走ることになつた理由である。

河内湾に水がない時は大きな舶に綱をつけて人が引っぱつて上が

らなければならぬ。大雨大風のときは、淀川を航行する船は大被害を蒙ることになった。⁽³⁴⁾

それにしても、ここ三嶋は、伝説上は遙かに時代を遡るのである。

(安閑天皇紀元年) 閏十二月の己卯の朔、壬午に、三嶋に行幸す。大伴大連金村從へまつる。天皇、大伴大連を使ひて、良田を県主飯粒に問ひたまふ。県主飯粒、慶悦ぶること限無し。謹み敬ひて誠を尽す。仍りて上御野・下御野・上桑原・下桑原、并て竹村の地、凡合て肆拾町を奉献りつ。

とあるものである。日本古典文学大系の頭注は本文中の御嶋を大阪府三島郡とする。そうすると「三嶋に行幸す」の三嶋はここ三島江の御島ということになる。つまり、この三島江の歴史は奈良時代をはるかに遡ることになる。安閑・宣化・欽明・敏達・用明・崇峻・推古天皇と続く時代の話である。

さらにこの宣化天皇が河辺郡と関わっているのである。『三代実録』巻七、貞観五年(八六三)十月廿七日丙戌の条には、弘仁五年(八一四)成立の「新撰姓氏録」を受けてか次のような記事がある。

撰津国河辺郡人九世散位正六位上川原公清永。川原公清宗。正七位上川原公清貞。從八位下川原公清方。十一世大膳大進正六位上為奈真人菅雄等五人之戸。並鐫課役・清永等。宣化天皇皇子火焰王之後。計其世数。未可徴課役也。

とある。ここにある為奈真人は撰津国皇別に属し「宣化皇子火焰王之後也」とある。右京皇別に為名真人がいる。これも宣化天皇「皇

子火焰王之後也」とある。また宣化天皇の九世の孫で川原を名乗る人も河辺郡にあったのである。河辺郡は『倭名類聚抄』には、

雄家^平 山本^也 為奈^{郡家}

楊津^也 余戸^{無知} 雄上^{於保}

とあるところである。為奈氏は為奈に住み、しかも猪名川の流域に住む人であったと思われる。『摂陽群談』には川原氏は現在の三田市に属する地に住んでいたとある。⁽³⁵⁾

宣化天皇に関わる話が右京と三島江と猪名川に存在するのである。それも相応に古い資料である。三地方は古くから天皇家と関わった地域であり、開発されていた地域であった。

さらには北摂山中から流れ出た猪名川が川西に出たところの川西市の加茂村に、加茂朝臣と同祖という鴨祝部が住んでいるのは、猪名川上流から送られてくる建築用材の中継地であったことからということになる。それにしても、「住吉神代記」はこの地、「豊嶋郡城辺山」と「河辺郡為奈山別名坂根山」を諸天皇から寄進された所と主張するが、決して「津守の氏神」に寄進されたものではない。どこまでも住吉三神は伊弉諾尊が筑紫の日向の小戸の橘の櫛原で禊祓をしたときに生み出された神であった。だからこのとき、祝い祀る氏が記されていないのである。

三韓征伐のときにも神功皇后が住吉の神を祀り戦勝を祈ったとき、住吉の三神は皇后に「我が荒魂をば、穴門の山田邑に祭はしめよ」と伝えたという(『日本書紀』巻第九、神功皇后摂政前紀十二月)。それを受けて穴門直の祖踐立・津守連の祖田裳見宿祢の両

名が、神が望む祭祀の場所・穴門の山田邑にと進言した。住吉三神の荒御魂を祀る神主は穴門直の祖踐立はらたちとした。神功皇后に代わって穴門直の祖踐立が神主としてお仕えたのである。

したがって、住吉三神とは別に神功皇后が住吉社に祀られることになったことになる。住吉の神はどこまでも神功皇后があらわした皇室の神であった。津守は伊勢の荒木田の位置を占める豪族であった。その意味からいえば、『猪名川町史』（前掲書）第二章第二節「村落形勢と条里地割」にある「土蜘蛛は皇室の崇敬神である住吉大神と敵対関係にあった」という表現は説得力を持つということになる。それにしても「住吉神代記」にある「大神」を、天照大御神と置き換え、猪名川の材木の運送も賀茂氏がもともとかかわっていたものとする⁽³⁶⁾と理解しやすい文章となる。ともかく住吉の地は天皇家にとって大事な所であったことはすでに指摘したところである。

さらに猪名川を下って来ると、そこには尼崎市の久々知集落がある。その久々知の附近には伊居太神社（延喜式内社）と須佐男神社と伊佐具神社（延喜式内社）と延喜式内社が固まっている。この二キロ強の所に猪名川が流れているのである。神崎川との合流点、猪名川の河尻は多くの人々の利権が重なっていたところであった。

〔註〕

- (1) 田中久夫「京都の賀茂神社と王城鎮護のこと」(『御影史学論集』三九、御影史学研究会、二〇一四年一〇月刊)。
- (2) 田中久夫「平清盛の(兵庫)経の島と(岡山)藤戸の経ヶ島

のこと」(田中久夫『海の豪族と湊と』所収、岩田書院、二〇一二年一二月刊)。

- (3) 田中久夫「古代の大港湾都市―神崎川の大河尻大和田と猪名の津―」(田中久夫『海の豪族と湊と』所収、前掲書)で、大阪市の上町台地東の猪飼の津こそ政府の湊であったことを論じた。なお賀茂子虫が献じた亀に書かれていた文字は「天王貴平知百年ちはくねん」というものであった(『続日本紀』巻第十、天平元年六月己卯条⁽²⁰⁾)。

- (4) 雄略紀十三年秋九月条に、木工章こたくみあなべのまね那部真根の逸話がある。さらに平安時代になっても、『日本後紀』巻廿二の弘仁三年(八一二)十二月戊子四の条に、「撰津国河辺郡空地冊町賜仁明某親王諱上今」とあって、河辺郡に仁明天皇の土地があった。

- (5) 田中久夫「鯉に乗る神覚書」(田中久夫『陰陽師と俗信』所収、岩田書院、二〇一四年一〇月刊)参照のこと。

- (6) 『かわにし』第五卷(川西市役所、昭和五三年三月刊)第五章第四節「陸運・水運」。

- (7) 「住吉神代記」によると、為奈川の源流は有馬郡と能勢国の山中にあるという。そして東の川の名が久佐佐川といい、西の川が美度奴川であるという。西の川の美度奴川は美奴売の山中を流れて流れ出るといふ。この表現の通りであれば、美度奴川は猪名川本流ということになる。東の川の久佐佐川は、現在の大路次川となる。そして大路次川は多田神社の上流で猪名川と合流する。以上の理解が正しいとすれば、為奈川の源流

は有馬郡と能勢国の山中にあるというのが正しくないということになる。

大路次川は京都府亀岡市に属するが、能勢山中の畑野、広野、宿野を流れ抜けて、山辺川と合流した後、猪名川となる川である。宿野には久佐佐神社がある。この神は『摂陽群談』に紹介される神であり、また『古事記』神世七代「伊邪那岐命と伊邪那美命」の「4神々の生成」の項で、「次に木の神、名は久久能智神を生み」と紹介され、『日本書紀』神代上の神々の生成の段において「次に木の祖句句廼馳を生む」と紹介されている神であつた。ともかく「住吉神代記」は大勢の研究者を困らせた。『かわにし』第一巻にも「摂津国風土記」逸文の有馬郡の久牟知山の伝説とかかわらせて説明している。

もつとも能勢の宿野の式内社久佐佐の神は『摂陽群談』では『日本書紀』の雄略天皇十七年春三月丁丑朔戊寅の条の記事から土師部との関係で考えようとしている。それでも、『かわにし』第一巻第四章第一節「奈良時代の川西地方」はここに「いま賀茂別雷神を祭神としているが」という伝説のあることを紹介している。能勢の宿野の久佐佐の神が賀茂別雷神とかかわりがあるとするれば、「摂津国風土記」逸文の「美奴壳松原」ともかわつてくることになる。美奴壳山は宿野のひと山、西にある。宿野を東に取り逢坂峠を越えれば杉原に出、亀岡へ流れ出る大飼川の源流に出る。大飼川は材木を運び出すのによい川である。

ただ能勢は鉾山でも知られるようになった。『百鍊抄』の長暦元年（一〇三七）四月十二日条に、「摂津国能勢郡初献^レ銅、八月件銅被^レ分献^二諸社^一、有議」とあるのを見る。このことによつて材木の生産のことが忘れられていったのである。ともかくも猪名川の名は古く『万葉集』巻第十六の三八〇四番にもとどめている。

かくのみにありけるものを猪名川の奥を深めて我が思へりける。

(8) 「新撰姓氏録」（『群書類従』第二十五輯所収）の摂津国地

祇天孫の中に、「鴨部祝 賀茂朝臣同祖。大国主神之後也」とある。ここには鴨祝部ではなく鴨部の祝とある。そして賀茂朝臣と同祖であるという。賀茂朝臣は大和地祇別にあり、「大神朝臣同祖。大国主神之後也。大田々禰古命孫大賀茂都美命。

^{一名大賀茂足尾}奉^二斎^一賀茂神社」とある。この加茂村の鴨祝部が鴨

部祝と同一の氏族であるとすると、この地に天皇の支配する所があつたということになる。これに対して、山城国神別の天神に「賀茂県主」「鴨県主」があり、鴨県主は次の様に書かれて

いる。「賀茂県主同祖。神日本磐余彦天皇。^{諡神}欲^レ向^二中洲^一

之時。山中嶮絶。跋涉失^レ路。於是神魂命孫鴨建津見命。化

如^二大鳥^一。翔飛奉^レ導。遂達^二中洲^一。時天皇嘉^二其有^レ功。特

厚褒賞。八咫鳥之号從^レ此始也」とある。大和と山城の賀茂

氏は異なるように書いている。続いて鴨県主と同祖として矢田

部氏、文部、西^{（セツスベ）}渥^{（ニシヒチリコベ）}部氏の名が挙がっている。この

山城国神別の賀茂氏は、賀茂下上の神社を祀る賀茂氏と同じ伝承を持っている。

- (9) この件については田中久夫「古代の大港湾都市―神崎川の大河尻大和田と猪甘の津―」（田中久夫『海の豪族と湊と』所収、岩田書院、二〇一二年十二月刊）で論じた。「鎌倉大日記」（『尼崎市史』第四巻、「I一般編年史料」三五九号）の文明七年（一四七五）八月六日の条に、「大風、摂州難波浦大塩^{ナダメ}満上、尼崎難波人多死」とあり、難波浦が尼崎にあることを記した記録である。また「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」（『尼崎市史』第四巻、「I一般編年史料」十四号）にも、天平十九年二月十一日作成として「合処処庄肆拾陸処」の中に、「摂津国伍処」があり、そこに「西成郡一処 川辺郡一処 武庫郡一処 雄伴郡二処」とある。十六号「東大寺三綱牒」には、「汎川内縄麻呂（以下割注）年六十一 摂津国河辺郡郡家郷戸主凡川内直阿曇麻呂戸口」という名が挙がっている。猪名川流域は早くから開発されたところであった。『摂陽群談』巻第六の「津の部」の「難波洋」にも、「川辺郡武庫・兎原・矢田部等の郡中に続き、兵庫津に至るの間を指り、此間の村民を指て、世俗洋目^{ナダメ}の者と称す」と見えている。ともかく室町時代に至っても尼崎が材木の集積場であった。それは『満濟准后日記』下（『続群書類従』補遺一）永享六年（一四三四）九月廿日の条の、「山上拝殿広縁御圍。自山務進之。披見処。広縁可略之云々。珍重。仍此由仰含覚蔵使者了。覚蔵為材木秘計下向尼崎云々」とある記事に

よつてもわかる。尼崎に材木を求めに行っているのである。

- (10) 『大阪府の地名』（平凡社、一九八六年二月刊）に、「慶長七年、丹波国桑田郡犬甘野村（現亀岡市）の一部で多田院領であった杉原村を、能勢氏の領地であった丹波国桑田郡灰田村（現亀岡市）の三〇石との交換を幕府に願出て許された」とある。

- (11) 『かわにし』第五巻の第四章第一節所収、兵庫県川西市、昭和五三年三月刊。

- (12) 河辺郡の郡街は小戸の上流、木部の対岸にあたる川西市の火打町あたりと『猪名川町史』第一巻（猪名川町、昭和六十二年九月刊）の第二章第一節「律令制の進展」は考えている。そしてここに「三津垣内」という字名も残っているという。ここは猪名川が大阪平野に出てきたところにある集落である。さらに小戸から南下し阪急宝塚線を越えた所が栄根で無花果の生産地である。つまりここから猪名川は賀茂遺跡の台地にぶち当たり、東南の方向へ曲がりながら下りて行くことになるので、よい材木の集積地となった所である。なお『猪名川町史』には教えられていることが多かったことを記しておきたい。

- (13) 田中久夫「源頼政の鶴退治と鋳物師の伝承」（田中久夫『山の信仰』所収、岩田書院、二〇一三年七月刊）。田中久夫「秦河勝と播磨の坂越」・「鹿が春日の神の乗り物になった理由」（田中久夫『金銀銅鉄と歴史の道』所収、岩田書院、一九九六年九月刊）。

- (14) 『かわにし』第五卷第二章第一節三九号「銀銅山来歴」所収、兵庫県川西市、昭和五三年三月刊。
- (15) 『兵庫県史』史料編中世四（兵庫県、平成元年三月刊）「寺社縁起類」撰津国十号。
- (16) 『能勢町史』第三卷資料編（能勢町、昭和五十年三月再版発行）の「近世」三八三号（宿野村植林届控）。
- (17) 『大阪府の地名』（平凡社、一九八六年二月刊）の「豊野郡能勢町大里村」参照のこと。
- (18) 広根には『大同類聚方』卷之六十五に「河辺郡楊津広根朝臣倉麿林麻呂」の名がある。この広根朝臣は『新撰姓氏録』の左京皇別に記載されている正六位上広根朝臣諸勝を出した広根朝臣であろう。さらにこの諸勝は『続日本紀』卷第三十九の延暦六年（七八七）二月庚申条に「諸勝に姓を広根朝臣と賜ふ。岡成には長岡朝臣」とある。そして先の「姓氏録」には「是光仁天皇龍潜之時。女孺從五位下具アガタノイスカヒ犬養宿祢勇耳侍御而所生也」と見えている。
- (19) 『鎌倉遺文』古文書編第四卷、二五九九号の「地黄御菌供御人等解」も同じような記事である。なお桜田勝徳「歌垣村記」（『日本民俗誌大系』第十一卷、角川書店、一九七六年六月刊）には「京都府の亀岡から大阪の池田に通ずる街道がこの村に縦貫しているために、他所との交渉は比較的頻繁であつたらしく、元禄時代に摂津尼ヶ崎から紺屋職人が入り込み、…」と報告している。能勢から池田、そして尼崎まで交流があつたという記

- 事である。このことを秦氏と関係させ論じたものに、植野加代子「能勢妙見と河川流通」・「秦氏にとつての猪名川の役割——摂津国能勢郡の山林との関わりの中で——」（植野加代子『秦氏と妙見信仰』所収、岩田書院、二〇一〇年二月刊）がある。
- (20) 田中久夫「京都賀茂上下社と造都と杣山と」（『御影史学論集』四〇、御影史学研究会、二〇一五年十月刊）。
- (21) 『摂陽群談』はここに紹介した様に、宇和郡にあるとあるが、岩波の日本古典文学大系の「伊予国風土記」逸文は乎知郡とある。
- (22) 『尼崎市史』第四卷、尼崎市役所、昭和四八年三月刊。史料大成本にはこの記事がない。
- (23) 航路については田中久夫「広田の神と西宮の沖と西宮の神と——恵比寿信仰と航海安全をめぐる——」（『海の豪族と湊と』所収、岩田書院、二〇一二年十二月刊）参照のこと。
- (24) 田中久夫「俊乗坊重源と大部庄と住吉の神——東大寺大仏殿建立をめぐる問題——」（田中久夫『海の豪族と湊と』所収、『前掲書』。右大臣中山忠親の日記『山槐記』三、治承四年（一一八〇）八月十三日癸巳の条に、福原からの旧都への帰途に大物から船に乗り、神崎で船を留めたとある。そうすると、大物は神崎川の河尻に当ることになる。
- (25) 『日本歴史大事典』二、平凡社、一九九三年二月刊。
- (26) 田中久夫「広田の神と西宮の沖と西宮の神と——恵比寿信仰と航海安全をめぐる——」（田中久夫『海の豪族と湊と』所収、

岩田書院、二〇一二年十二月刊。

(27) 伊豆の三島神社は静岡県三島市大宮町に鎮座する。『延喜式』

卷九の「神祇九」の「神名上」には伊豆国九十二座の内、賀茂

郡卅六座に「伊豆三嶋神社（名神大、月次新嘗）」と見えている。神階は文

德天皇即位の年、嘉承三年（八五〇）十月辛亥に山城国稻荷神

などと共に授けられ「伊豆国三嶋神從五位上」とある。ただし

肥後国健甕龍命の後、最後に記されている。文德天皇は仁明天

皇と藤原順子の間に生れた皇子である。貞観十年（八六八）七

月廿七日戊午に従三位に叙せられた（『三代実録』卷十五）。

さらに『新抄格勅符第十卷抄』の「神封部」に「伊豆三嶋神

十三戸（伊豆国、宝字二年十月一日九戸、同十二月四戸）」とある神である。

(28) 田中久夫「伊予河野氏と平氏と明石海峡―大蔵谷の稲爪神社

と舞子の山田浦を中心に―」（『海の豪族と湊と』所収、岩田

書院、二〇一二年十二月刊）。

(29) 太田亮も『姓氏家系大辞典』第一巻の「鴨部」の条で、「鴨

部の発展は事太古に属し、その経過は之を詳かにするを得ざれ

ど、有史以後の事実より推するに、此部の人は一種の宗教的才

能を有し、賀茂の神を奉じて、各地に布教し、広汎なる地域に

亘りしものと考へらる、カモ条参照。後世・役行者小角を出し、

陰陽家加茂氏を起したるも偶然にあらず、祖先よりの遺伝的才

能と考ふべし」と述べた。京都の賀茂氏と同一の氏族と考えた

のである。『寧楽遺文』中巻（東京堂、昭和三十七年十月刊）

の「写経所公文」の節「奉写二部大般若経錢用帳」（○正倉院文書）に「廿

七天下錢伍貫柒伯陸拾玖文」とあるなかに、「五十文買干柿十

貫直（各長六尺、別五文） 右、自廿日迄廿七日、附采女山守鴨部蓑等、買検

納如件」とある。山守鴨部蓑がここにいる。山守は杣山の管理

者であることは、田中久夫「陵戸の成立」（田中久夫『祖先祭

祀の研究』所収、弘文堂、昭和五十三年六月刊）で論じた。

(30) 田中久夫「伊予河野氏と平氏と明石海峡―大蔵谷の稲爪神社

と舞子の山田浦を中心に―」（田中久夫『海の豪族と湊と』所

収、岩田書院、二〇一二年十二月刊）参照のこと。

(31) 『尼崎市史』第四卷（前掲書）の「Ⅲ大覚寺文書」第五号「長

洲御厨領家寄進状」に「爰燈炉堂相続之住持少輔房浄瑜、為海

賊与党之由、依有其聞」という文字がある。大覚寺も海と深い

関わりがあった寺であったことを示している。この大覚寺は西

本町六丁目にある貴布祢神社と至近のところにある。

(32) 田中久夫「俊乗坊重源と大部庄と住吉の神」（田中久夫『海

の豪族と湊と』所収、前掲書）田中久夫「伊予河野氏と平氏と

明石海峡―大蔵谷の稲爪神社と舞子の山田浦を中心に―」（田

中久夫『海の豪族と湊と』所収、前掲書）参照のこと。

(33) 八人が漕ぐ權傳馬が大きな舶の曳航船であり、熊野の船がこ

のことに従事したことはすでに論じたところである。田中久夫

「熊野の船と權伝馬」（田中久夫『海の豪族と湊と』所収、前

掲書）参照のこと。

(34) 田中久夫「仁德天皇の難波と寝屋川と尼崎の難波」（田中久

夫『海の豪族と湊と』所収、前掲書）。

(35) 『三代実録』卷卅八の元慶四年（八八〇）十月廿七日丁未の

条に、摂津国河辺郡人九世從七位下川原公福定が為奈真人菅雄・河原公清永等の意見を引用して、「免^二摂津国河辺郡人九世從七位下川原公福定。无位川原公福繼。有馬郡人无^一位川原公于被。河辺郡^{（千之）}千^{（十之）}世從八位下川原公夏吉。大初位下川原公有利等五戸課徭^一」と申請してきたとある。為奈真人・川原公は河辺郡一帯と有馬郡に蟠踞する豪族であった。杣山と関わる豪族でもあった。また『三代実録』卷六の貞觀四年（八六二）月廿八日丁卯の条に「摂津国川辺郡人正六位上行内膳典膳高橋朝臣藤野等二人。改^二本居^一貫^二左京職^一」がある。ただここにある高橋朝臣は内膳奉膳となり、魚介類を調理するので、河辺郡での住所は海岸べりということになる。猪名川山中では用をたさない。この件については、田中久夫「八百比丘尼のこと」（田中久夫『祖先祭祀の展開——日本民俗学の課題——』清文堂、一九九九年二月刊）で論じた。

(36) 田中久夫「住吉の神の問題——船の神から宮廷の建築用材運送の神へ——」（『海の豪族と湊と』岩田書院、二〇一二年二月刊）。考えて見れば、「住吉神代記」にある「豊嶋郡城辺山」に書かれた四至は「多田神社文書」（『兵庫県史』史料編中世一、兵庫県、昭和五十八年十一月刊）に記載されている「多田院重書案」の(4)『関東下知状』の「為多田御領山九万八千町事」の四至と重なるのである。住吉神社が満仲の崇敬に事寄せて住吉領の様に書いたものが「豊嶋郡城辺山」の四至の文章という

ことになる。

【追記】本報告は大勢の方の御助力によってでき上がったものである。調査初期の段階では流通科学大学准教授藤原喜美子氏が猪名川から歌垣村、そして亀岡、亀岡から保津川下りをしこの研究の始まりにご援助くださった。続いて龍谷大学非常勤講師數元晶氏の御手を煩わした。大飼川にそって帰り道のことを心配しながら杉林の中を突き抜けたことが思い出される。暑いさなかを數元晶氏とよろよろし行き先を尋ねた能勢町山内の小林昭氏には本当に世話になった。考えて見るとこの能勢は、青春時代に栗の花の強く匂う中の、関西の大学連合民俗学研究会の徹夜の討論の場であった。その席上に関西大学教授柴田実先生、東京教育大学教授宮田登先生、東海大学教授原田敏明先生らご参加くださった。それこそ何もお礼の出来ない徹夜の会であった。そして若者を親切に教えてくださった。その若者たちは立派に成長し、現在の民俗学を支える存在となっている。なお御影史学研究会理事・流通科学大学非常勤講師室田卓雄氏には猪名川についていろいろと教えて戴いた。記して感謝の意したい。